断続的な宿日直の許可基準について

- ○断続的な宿日直の許可基準(医師、看護師等の場合)※R1基発0701第8号
- ・医師等の宿日直勤務については、前記の一般的な許可基準に関して、より具体的な判断基準が示されており、以下の全てを満たす場合には、許可を与えるよう取り扱うこととされている。
- ① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。 (通常の勤務時間が終了していたとしても、通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。)
- ② 宿日直中に従事する業務は、前述の一般の宿直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。 例えば以下の業務等をいう。
 - ・ 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等(軽度の処置を含む。以下同じ。)や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
 - ・ 医師が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間(例えば非輪番日など)において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動 に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
 - ・ 看護職員が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間(例えば非輪番日など)において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと
 - ・ 看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと
- ③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとり得ること。

※R1基発0701第8号で業務の例示を現代化

- ④ 上記以外に、一般の宿日直許可の際の条件を満たしていること。
- ※宿日直の許可は、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って得ることも可能(深夜の時間帯のみ、病棟宿日直業務のみも可能)

※R1基発0701第8号で取扱いを明記

輪番日以外の日などに限って得ることも可能です

○ 宿日直中に通常勤務と同態様の業務が生じてしまう場合

- ・宿日直中に、通常と同態様の業務(例えば突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応など)がまれにあり得るとしても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務と認められれば、宿日直の許可は可能である(宿直の場合には、夜間に十分な睡眠が取り得るものであることも必要。)。
- ・なお、許可を受けた宿日直中に、「通常と同態様の業務」をまれに行った場合、その時間については、本来の賃金(割増賃金が必要な場合は割増賃金も)を支払う必要がある。
- ※ 宿日直許可申請に関するより詳細な説明資料を「いきサポ」に掲載しています。下記URLをクリック、又は、「いきサポ」内で「宿日直許可」と検索下さい。https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20210720_02.pdf

宿日直許可の申請について

宿日直許可の申請は、所轄の労働基準監督署に行います。

・ 労働基準監督署に許可申請書と添付書類(※)が提出された後、①書面審査、②労働基準監督官の実地調査を経て、 許可相当と認められた場合に宿日直許可を行い、許可書が交付されます。



【添付書類の例】※標準例です

- ・宿日直当番表
- ・宿日直日誌や急患日誌等
- ・宿日直中に従事する業務内容
- ・業務内容ごとの対応時間が分かる資料 (電子カルテのログや急患日誌等を基に作成)
- ・仮眠室等の待機場所が分かる図面及び写真
- ・宿日直勤務者の賃金一覧表
- ・宿日直手当の算出根拠がわかる就業規則等

- ① 労働基準監督署に、申請書(様式第10号)(原本2部)及び添付書類を提出
 - → 申請対象である宿日直の勤務実態が、条件を満たしていることを書面上で確認します。一般的な宿日直の許可の条件とは、「1. 常態としてほとんど労働することがないこと、2.通常の労働の継続ではないこと、3.宿日直手当額が同種の業務に従事する労働者の1人1日平均額の3分の1以上であること、4.宿日直の回数が、原則として宿直は週1回、日直は月1回以内であること、5. 宿直について相当の睡眠設備を設置していること」を意味します。
- ② 労働基準監督官による実地調査

労働基準監督署長 殿

→ 宿日直業務に実際に従事する医師等へのヒアリングや、仮眠スペースの確認等を、原則として実地で行い、申請時に提出された 書類の内容が事実に即したものかの確認を行います。また、勤務実態の確認に必要な期間(個別の申請ごとに異なりますが、お およそ直近数ヶ月間)の勤務記録の提出を求められます。